意匠・商標権侵害事件、不正競争(1号、2号、3号)事件の審理モデル

大阪地方裁判所知的財産権専門部(第21・26民事部) 当事者の充実した訴訟準備 訴え提起 基本的証拠の提出 (公報、登録原簿、実施品、侵害品、周知性に関する資料、 事前交渉関係書類等) 30日 口頭弁論(1) 原告:訴狀陳述 30 被告:答弁書陳述 原告:周知性・著名性の立証期限(30日) 被告:対象物件の提出要請 公知資料等の収集期限(約60日) 主張立証準備(侵害論全般)(30日) 30日 弁論準備(1) 60 原告:周知性・著名性の立証終了 被告:第1準備書面 (公知資料や取引の実情に基づく類否の主張 {要部認定、 通常有する形態等)) 立証(公知資料等の提出) 被告:立証準備 30日 弁論準備② 原告:第1準備書面 90 被告:公知資料等の立証終了 30日 双方:主張・立証の補充 弁論準備③ 120 40日 弁論準備④ 160 裁判所:弁論準備手続終結 裁判所:侵害論の判断 口頭弁論② 同日 和 000000 損害論の審理 原告:損害主張整理、文書提出命令申立、(計算鑑定申立) 10日 被告:認否、反論、立証準備(裏付資料提出{損益計算書、 20日 貸借対照表、月別・取引先別の売上帳・仕入台帳等}) 30日 被告:追加資料提出 口頭弁論③ 190 ₩ 30日 口頭弁論④ 220 終 和 解